

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会

令和4年度 社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会 事業計画

【基本理念】「すべての人が ともに生き ともに支えあう

安心して暮らせるまち やす」

【基本方針】「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活圏域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共につくり、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりが求められています。また、8050問題に象徴されるように制度の枠を超えた複雑で複合的な問題を抱える人々が増加し大きな課題となってきました。このような状況の中、本会としても「重層的支援体制整備事業」を市より受託し、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、事業の柱である「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式等にも著しい変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響があり、既存の社会福祉制度では、対応困難な課題のある人がますます増加し、こうした人を地域の力で支える地域づくりに取り組んでいきます。

また、近年多発する大規模な自然災害に対し、社会福祉協議会、行政、社会福祉施設関係者、民生委員・児童委員等は、災害時における被災者の支援だけでなく、平常時から連携し、災害に備える取り組みを進めていきます。

このような中、今年度2年目となる、「第3期地域福祉基本計画」の、基本理念である「すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまちやす」の具現化を目指すとともに、「第1次中長期経営計画」において掲げた事業を進めていきます。

【重点事業】

1. 重層的支援体制整備事業

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める体制を整えるため、市・関係機関等と連携して次の事業に取り組めます。

- (1) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業
- (2) 参加支援事業
- (3) 地域づくり・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

2. 第1次中長期経営計画の推進

本会の目指すべき姿を明確に示した「第1次中長期経営計画」に基づき、計画を実行していくための組織ガバナンスの強化、経営基盤の確立に取り組めます。

3. 学童保育所の健全運営

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等で適切な遊び及び安心・安全な生活の場を提供し児童の健全育成を図ります。

I. とともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～

近年では、支えあいや助けあいの仕組みが機能しにくい地域や、地域と関わる機会が少ない市民も増えています。また、各種団体においても構成員の固定化や高齢化、減少による弱体化などがみられ、次代を担う人材の育成が課題として挙げられます。

市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

1. 安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域福祉活動の推進支援

- ・生活支援体制整備事業〔財源：市受託〕

小学校区単位の話しあいの場（協議体）設立に向けて、自治会単位での取組や地域の資源等、地域の実状把握に取り組みます。

①話しあいの場づくり（住民による話しあいの場づくりへの働きかけ）

- ・学区単位での取組についての情報共有・懇談会
- ・自治会単位での懇談会
- ・災害時に対応できるまちづくりの推進、出前講座の実施〔財源：市補助、自主財源〕
平常時から研修等を通して防災意識を高め、災害時に対応できる地域住民のつながりづくりを行います。

②居場所づくり（地域の居場所づくりへの支援）

- ・小地域ふれあいサロン支援事業〔財源：市補助、自主財源〕
高齢者の見守り活動や閉じこもり予防を目的として、当事者で構成する団体やグループ、ボランティア等が協働して自主的に活動の企画や運営をする団体に対し助成・支援します。
- ・子育てサロン支援事業〔財源：共同募金〕
乳幼児（未就園児）を子育て中の保護者を地域で支援する子育てサロン活動に対し助成・支援を行います。
- ・サロン交流会〔財源：市受託、自主財源〕
サロン活動を支援しているボランティアの方々に対し、情報交換や交流の場を提供し、活動への支援を行います。
- ・サロン等備品貸出事業〔財源：善意銀行〕
自治会等で開催されるふれあいサロンや子ども会行事などの充実を図るため備品の貸出を行います。
- ・空き家等を活用した社協の居場所〔財源：共同募金〕
地域に出向き、様々な相談を受けたり、事業をとおして他者との交流が出来る場づくりを行います。
- ・福祉施設等助成事業〔財源：共同募金〕

福祉施設等が関係機関や団体、住民等の協力により取り組まれる歳末時期の交流活動や施設整備等に対し助成を行い、地域福祉活動の推進を図ります。

③見守り活動

- ・見守りマップ等の作成支援〔財源：市補助、自主財源〕

地域で暮らす支援を必要とする人の情報などをまとめた「見守りマップ」等の作成を支援することにより、平常時の見守り活動や災害発生時の避難支援の体制整備等の取組につなげます。

- ・命のバトン配布事業〔財源：自主財源〕

高齢者や障がいのある方等の地域における安心・安全な暮らしを支えるため、急病時等において自身の救急医療情報等を関係者に知らせるための情報シートの入った筒（命のバトン）を配布します。

- ・災害ボランティアセンターの設置に向けた取組〔財源：市補助、自主財源〕

野洲市地域防災計画に明記されている災害ボランティアセンターが災害時にスムーズに設置できるよう平常時からその備えに取り組めます。

- ・遺族援護事業〔財源：市補助〕

戦没者等の慰霊事業・水害殉職者追悼法要の挙行と遺族援護事業の支援を行います。

- ・要保護世帯等支援事業〔財源：共同募金〕

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方たちが地域で安心して暮らすことができるよう、共同募金の配分による経済的支援と見守り活動を行います。

- ・ひとり暮らし高齢者等友愛訪問事業〔財源：共同募金〕

ひとり暮らし高齢者等が新たな年を安心して迎えることができるよう、民生委員・児童委員の協力を得て安否確認を兼ねて友愛訪問を行います。

- ・日常生活支援事業〔財源：共同募金〕

支援を必要とする方たちが新たな年を安心して迎えることができるよう、大掃除等の生活支援を通じて見守り活動を行います。

④生活支援

- ・地域における助けあい・支えあいの構築に向けた支援

支援を必要とする方たちが住み慣れた地域で生活をつづけることができるよう、身近な生活の困りごとを解決する「助けあい」や「支えあい」の仕組みづくりに取り組みます。

(2) 広報・啓発事業

- ①広報誌「社協やす」の発行〔財源：市補助、自主財源、共同募金〕

社会福祉協議会の活動を広く市民に知らせ、地域福祉活動への理解と関心を深めるため、広報誌「社協やす」を発行し、全戸及び市内の施設・関係機関に配布します。

② SNSや冊子等を活用した啓発〔財源：自主財源〕

広報啓発活動の一環として、ホームページ (<http://www.yasu-syakyo.or.jp>)・Facebook等を活用し、インターネット上での情報発信や冊子等による啓発活動を行います。

③社会福祉大会の開催〔財源：市補助、自主財源〕

社会福祉の発展に功績のあった社会福祉関係者の表彰及び地域福祉に関する講演等により地域福祉の啓発を図ります。

④広報等音訳事業〔財源：市受託〕

行政等が発行する啓発・広報紙等を音訳し、視覚障がい者の方へ身近な地域の情報を提供します。また、音訳CDをボランティアの協力により配布することで見守りにもつなげていきます。

2. 地域の中の生きがい（役割）づくり

(1) ボランティア活動の推進

①ボランティア情報の収集・発信〔財源：市補助、自主財源〕

ボランティア活動をはじめとした地域の活動に関する相談、活動紹介、情報提供などを行い、地域住民の活動・参加を支援し推進します。

②ボランティア登録の整備〔財源：市補助、自主財源〕

ボランティア団体・個人の活動内容を把握し登録を進めるとともに、ボランティアコーディネートの強化に取り組みます。

③ボランティアの育成・支援〔財源：市補助、自主財源〕

ボランティアを育成支援することにより、市民の地域福祉への参画を促進し、講座の開催等を通して生きがい活動につながる支援を行います。

④福祉教育活動の推進と福祉活動推進校の支援〔財源：自主財源、共同募金〕

市内の小・中・高校に対し、福祉教育・活動を推進するため、福祉活動推進校の指定をし、情報交換の場の開催や福祉教育を実施するための助成、職員派遣等の支援を行います。

また、学校での福祉教育の取組を通じて、地域での助けあいやボランティア活動などへの理解を深める支援を行います。

⑤子ども会育成事業〔財源：自主財源〕

次世代を担う児童を地域で健全に育成するため、自治会等における地域での世代間交流などの子ども会活動に対する助成・支援を行います。

(2) 社会福祉関係団体との協働活動の推進

①福祉団体の育成を図るための支援を行います。〔財源：市補助、自主財源、共募、善銀〕

- ・民生委員児童委員協議会
- ・赤十字奉仕団
- ・更生保護女性会
- ・介護者家族の会
- ・障害者関係団体連絡協議会

②母子・父子家庭ふれあい事業〔財源：市受託、共同募金〕

ひとり親家庭等を対象に交流や情報交換の場をつくり、当事者活動を支援します。

③障がい者（児）交流事業〔財源：共同募金〕

市内の福祉団体や施設と協働し、誰もが多くのの人々とふれあい、交流を深めることを目的に実施します。

④障がい者（児）スポーツ大会〔財源：市受託〕

市内の福祉団体や施設と協働し、誰もがスポーツを通じ、障がい者（児）の社会参加を支援します。

Ⅱ. 地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～

住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくためには、支援が必要な時に、必要な支援が素早く、的確に得られることが重要です。そのためには市民のニーズをなるべく早く正確に把握する仕組みや、市民が相談しやすい環境づくりが必要です。

社会福祉協議会は関係機関等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を整備し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

1. 断らない相談支援体制づくり

(1) 総合相談事業の実施〔財源：自主財源〕

住民の日常生活のあらゆる相談に応じるため、関係機関やボランティア活動等の福祉活動とも連携しながら、適切な助言・援助を行い、住民福祉の増進を図ります。

(2) コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の配置〔財源：市補助〕

中学校区ごとにコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、それぞれの地域の課題や資源、住民のニーズを把握し、地域の特性にあった支援を行います。

- ・地域の話しあいの場からつながる相談者の掘り起こし
- ・民生委員・児童委員、福祉事業者等の関係機関との連携
- ・社会福祉協議会で実施する各種相談支援事業との連携
- ・各中学校圏域会議の開催（毎月1回）

(3) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業〔財源：市委託〕

身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支えあいに

よる共助の取組の活性化を図ります。

- ・支援を行うべき対象者像やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などの実態把握
- ・地域サービスの創出・推進を図るため、市関係部署、支援団体・経済団体等の地域の担い手との総合調整及び協働体制の構築
- ・地域におけるインフォーマル活動の活性化等、地域福祉の推進を図るために必要となる事業

(4) 参加支援事業〔財源：市委託〕

市の自立支援機関と連携し、自身のニーズが明確でないことも多い支援対象者本人の状況等を把握した上で、丁寧なアセスメントを行い、柔軟に本人及び世帯のニーズや状況に合った形で社会参加に向けた支援メニューをつくるとともに、本人と受入先の間での環境調整や一定期間のフォローアップを行います。

- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングとメニューづくり（資源開拓）
- ・利用者等が外に出るきっかけや家族以外の他者との関わりの機会を提供（居場所）
- ・本人への定着支援と受け入れ先への支援（フォローアップ）

(5) 地域づくり・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業〔財源：市委託〕

地域の課題を解決するために見守り活動など支え合いの活動を推進するとともに、長期にわたりひきこもり状態にあるなど、本人との信頼関係を築くまでの時間を要する人に対し、トータル的な見守り支援を行います。

2. 必要な福祉サービスを届ける仕組みづくり

(1) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）〔財源：市補助、県社協補助、自主財源〕

認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある方で判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払、日常的な金銭管理等の援助を行います。

- ・契約審査会（随時）
- ・払出状況の確認（毎月1回）
- ・預かり書類の確認（年2回）
- ・支援計画の見直し（6か月ごと）

(2) 福祉資金・生活福祉資金貸付事業〔財源：県社協補助、善意銀行〕

低所得世帯等への貸付事業を通じ、世帯の自立を支援するとともに、相談を通して経済面以外の課題にも目を向けた支援に取り組みます。

- ・担当民生委員及び学区担当職員との貸付対象世帯の共有
- ・滞納世帯への働きかけについて、担当民生委員及び学区担当職員、県社協と協議
- ・生活困窮者自立支援制度との連携

(3) ファミリー・サポート・センター事業〔財源：市受託〕

子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）とお手伝いをしたい人（まかせて会員）、その両方を希望する人（どっちも会員）が会員となって、お互いに助けあう会員組織を円滑

に進めるためのコーディネートを通じて、子育て支援に取り組みます。

- ・まかせて会員の拡大、育成に向けた取組
- ・講習会、交流会の開催
- ・子育て支援センターとの連携

(4) 障がい者相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、ニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくための相談支援を行うとともに、サービス等利用計画などを作成する特定相談支援事業・障害児相談支援事業を実施します。また地域で障がいのある人の理解を深めてもらえるよう出前講座を行います。

① 一般相談支援〔財源：市受託〕

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

② 計画相談支援（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）〔財源：計画報酬〕

サービス等利用計画についての相談・作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者(児)の自立した生活を支え、各々が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。また一人ひとりの特性にあったサービスが提供されているか、他に課題がないか定期的なモニタリングを行います。

- ・サービス等利用計画書の作成
- ・モニタリングの実施

(5) 居宅介護支援事業〔財源：計画報酬〕

介護が必要になっても在宅の生活が維持できるよう、ケアプラン（居宅介護支援計画）の作成及びサービス提供者との連携を行います。

また、地域づくりの担い手としての地域課題発見や地域の介護支援専門員の資質向上の支援、及び他法人の居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会を実施し、特定加算事業所として関係機関と連携をしていきます。

- ・出前講座（地域のサロン等に出向き、介護や健康に関する情報提供を行う）
- ・地域ケア会議への参加

(6) 車いす貸出事業〔財源：善意銀行〕

一時的に車いすを必要とする方に対し日常的な利便性を図るため、車いすの貸出しを行います。

(7) 学童保育所の運営〔財源：市指定管理〕

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び安心・安全な生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に学童保育所の運営に取り組みま

す。

また、令和4年度も1,000名を超える児童の受け入れがあり、近年、利用児童が増加傾向にある中で、指導員の確保が困難な状況となっていることから、指導員の確保・育成についての検討を継続的に行い、今後の安定した学童保育所の運営に努めます。

- ・野洲市内24学童保育所の運営
- ・「土曜保育」の実施
- ・野洲市学童保育所運営協議会の開催
- ・夏季保育期間における昼食導入の検討

3. 市民の権利を守る体制づくり

(1) 社協が実施する相談支援事業での取組

利用者や相談者の権利を守り、判断能力が不十分な人が地域で生活するための支援を行います。

(2) 虐待・権利侵害の疑いのあるケースの相談・通報

虐待や権利侵害に気付いたときは、速やかに市や関係機関に連絡します。

Ⅲ. 分野や立場を超えた支えあいづくり ～多種多様なネットワークの構築～

市民やその世帯が抱える課題が複雑多様化し、単一機関、単一分野だけの支援では対応できません。いわゆる福祉分野の連携はもとより、教育や就労などの多分野連携、医療関係者や法律家などの専門職による同業・異業の多職種連携、市民と市、事業者と社会福祉協議会など、多種多様なネットワークによる支援が求められています。

すべての人が安心して生活を送ることができるよう、分野や立場を超えた支えあいを進めていきます。

1. 分野や立場を超えた支えあいづくり

(1) 多機関・多分野との連携

地域福祉に必要な基盤整備と必要な福祉サービスの充実、関係機関をつなぐネットワーク化に取り組みます。

地域での支えあいが各地域で広がるよう、さまざまな分野の関係者・企業・団体等と連携し取り組みます。

(2) 善意銀行の運営〔財源：善意銀行〕

市民のみなさまの善意（寄付金等）をお預かりし、社会福祉事業のために活用します。

(3) 共同募金を通じた地域福祉の理解促進

共同募金運動等を通じて、市民や事業者などと連携し、地域福祉への理解を広めます。

(4) 民生委員・児童委員等、関係機関との連携

民生委員・児童委員等と連携し、支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう支援します。

IV. 推進体制の充実・強化

第1次中長期経営計画に基づき、計画の目標に掲げている「組織体制の強化・職員の専門性の向上・経営基盤の確立」を実行するため、役員組織である理事会機能の強化と事務局組織の見直しを図り、本会が取り組むべき新たな福祉課題・生活課題に対応できる法人運営に取り組みます。

(1) 会務の運営

社会福祉法人としての適切な運営を図るため、次の会務を開催します。

また、理事会内に設置した経営委員会において、財政の健全化に向けた取組や、社協が取り組むべき新たな福祉課題・生活課題への対応方針について協議します。

- ・正副会長会
- ・理事会
- ・評議員会
- ・監事会
- ・経営委員会
- ・理事・監事・評議員研修会
- ・評議員選任・解任委員会
- ・運営会議

(2) 会費制度の普及促進

地域福祉の推進を図るため、市民や福祉関係団体、企業等に会費協力を求めるほか、社会福祉協議会の事業運営への参画について普及促進を図ります。(6月から9月)

(3) 研修システムの体系化

体系的な職員研修計画を作成し、計画に基づいた研修を実施します。

- ・職員研修(人権、課題別、外部)

(4) 人事管理制度の導入

人事管理制度の導入に向けて管理職を対象に試行を行います。

- ・人事管理制度について職員研修の実施
- ・人事管理制度の試行

(5) 財政の健全化に向けた取組

収支バランスを正常化するため、全ての事業についてゼロベースからの見直し整理を行います。

また、全ての役職員が高いコスト意識を持ち、費用対効果の視点に立って行動できるよう問題意識の共有を図ります。

- ・月毎の収支状況の把握、分析、情報共有
- ・コスト削減に向けた取組
- ・社協活動財源（会費及び寄付金など）の確保に向けた取組

(6) 第1次中長期経営計画の推進・進行管理

計画策定時に組織したプロジェクトチームにより計画の推進を行います。また、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。

- ・中長期経営計画推進会議（年4回）

(7) 第3期野洲市地域福祉基本計画の推進・進行管理

市に設置される「地域福祉計画推進委員会」において年度ごとの評価・検証を行います。また、推進委員会による評価・検証のため、タウンミーティングや出前講座等を継続して実施し、市民等から直接意見聴取を行うとともに、社会福祉協議会においても定期的に各取組の進捗管理や自己評価を毎年行います。

- ・地域福祉基本計画推進会議（年4回）